答申書

(答申第 362 号)

令和4年(2022年)6月13日

1 審査会の結論

北海道教育委員会が、開示請求に係る個人情報について非開示とした部分のうち、別紙1の表の右欄に掲げる情報は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨

別紙2のとおり(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について 本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)における対象個人情報は、「北海 道○○学校にて保管されている○○にかかる教育・生活に関する記録」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道教育委員会(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対し、審査請求人(以下「請求人」という。)に係る「履歴書・身上書」、「採用内定通知書」、「雇用条件確認書」、「〇〇に係る判定書の交付について(平成〇年〇月〇日)」、「3学年用現場実習評価表」及び「進路指導及び個別移行支援計画に係る個人調書」を対象個人情報として特定し、このうち、「3学年用現場実習評価表」の評価者及び評価・意見等の記載部分並びに「進路指導及び個別移行支援計画に係る個人調書」の評価部分(以下「本件個人情報」という。)については、北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。)第16条第1項第8号に規定する非開示情報(以下「1項8号情報」という。)に該当するとして、令和3年6月25日付け〇〇第316号で個人情報一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

請求人は、本件処分において非開示とされた本件個人情報の開示を求めていることから、実施機関が本件個人情報を非開示としたことの妥当性について、以下検討する。

(3) 1項8号情報の該当性について

ア 条例第 16 条第 1 項第 8 号は、診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴 う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が 生ずるおそれがあると認められるものを非開示情報として定めている。

なお、「当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの」とは、当 該事務の執行が阻害されたり、当該事務を実施する意義を失わせたり、当該事務の適正な執行に 著しい支障が生ずる可能性があると認められる次のような個人情報をいうとされている。

- (ア) 開示をすることにより、今後の本人に対する診療、指導等の事務を適正に行うことに著しい 支障を生ずるおそれがあるもの
- (4) 開示をすることにより、今後の本人に対する診療、指導等に影響はないが、今後の反復継続 して行われる本人以外の者に対する診療、指導等の事務の適正な執行に著しい支障を生ずるお それがあるもの
- イ 請求人は、実施機関が本件個人情報を1 項 8 号情報に該当するとして非開示としたことが不服であるとして、概ね次のとおり主張する。
 - (ア) 実習先であった○○は倒産し、破産処理も終えているため、今後、北海道○○学校(以下「○○学校」という。) の生徒の実習先若しくは就職先にはなり得ないため、開示されることにより、当該事務の適正な執行に著しい支障を生じることはない。

- (4) 「進路指導及び個別移行支援計画に係る個人調書」に記載されている評価内容は、既に児童 相談所等から開示された個人情報と同等のものと思われ、また、請求人は〇〇学校卒業後〇年 を経過しているため、開示されることにより、当該事務の適正な執行に著しい支障を生じるこ とはない。
- (ウ) 開示を求める個人情報は、個人に対する評価又は判断を伴う個人情報であることには間違いないが、当該事務の適正な執行に著しい支障を生じることはないし、仮にあったとしても、請求人の正当な権利行使を阻害すべきではない。
- (エ) 「開示をすると、次年度以降、評価を行うことを拒否する実習先の職員が増えることや、現場実習そのものを拒否する企業が増加する」とあるが、本件の実習先は倒産により現に存在しないのだから、このようなことは起こり得ない。
- ウ 実施機関は、本件個人情報が1項8号情報に該当するとして非開示としたことは適法・妥当で あるとして、概ね次のとおり主張する。
 - (ア) 本人への開示を前提としていない現場実習先の職員による評価を開示すると、次年度以降、 評価を行うことを拒否する実習先の職員が増えることや、現場実習そのものを拒否する企業が 増加するなど、特別支援学校生徒の進路選択に著しい支障が生ずることが予想される。
 - (4) 作成した資料が訴訟の証拠として用いられることは、教員及び実習先の精神的な負担の増加 につながり、現場実習における評価業務の縮小や実習先における評価の拒否等、当該事務の適 正な執行に著しい支障を生じるとともに、特別支援学校生徒の進路選択に著しい支障を生じる ものであり、請求人の主張は認められない。
- エ 以下、本件個人情報の1項8号情報妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。
 - (ア) 当審査会において、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年北海道条例第7号)第7条第1項の規定に基づき、本件処分による非開示部分を含めて本件開示請求に係る対象個人情報を見分したところ、本件個人情報のうち、まず、「3学年用現場実習評価表」の非開示部分には、請求人が○○学校3学年在学中に、卒業後の社会参加に向けて、実際の職場で働くことの意味、望ましい人間関係や態度などを学ぶための現場実習期間中、実習先の担当者が、評価者として、実習先における請求人の作業状況や生活態度に係る評価項目を4段階で評価した内容や、実習中の様子及び請求人を卒業後に雇用するかどうかの所見について具体的に記述した内容とそれらの評価を行った当該担当者の氏名が「評価者」欄に記録されていることが認められる。

これらの情報は、〇〇学校の実習先として任意に協力している実習先の担当者が、開示されないことを前提に、現場実習における請求人の評価を具体的に記載しているものと認められ、将来、評価した者の氏名や評価した内容が開示されることになると、開示されてしまうことを憂慮して、当たり障りのない評価の記載に終始するようになるおそれがあることや、評価を行うことを拒否する実習先の職員が増え、さらには現場実習の受入れを拒否する事業所が増加することが予想されるなど、実施機関が主張するとおり、今後の〇〇学校を含む特別支援学校が実施している現場実習の実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認められることから、1項8号情報に該当するものと判断する。

(イ) 次に、「進路指導及び個別移行支援計画に係る個人調書」の非開示部分のうち、「現場実習歴」 欄には、請求人が各学年の現場実習において経験した実習内容と実習時の様子が記録されてい ることが認められる。

これらの情報は、「3学年用現場実習評価表」の非開示部分である実習先の評価者が具体的に記載した内容を参考に、請求人の担任の所見を記載したものと認められ、これらの情報を開示すると、実習先の評価者が評価した内容が明らかになるおそれがあることから、前記(ア)で述べたことと同様、今後の現場実習の実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認められることから、1項8号情報に該当するものと判断する。

(ウ) 一方、「進路指導及び個別移行支援計画に係る個人調書」の非開示部分のうち、「進路相談・ 指導の経過」欄には、第1学年から第3学年までの請求人の進路相談の内容やそれに対する担 任の所見及び請求人にとって卒業後に必要となる事項が記録されていることが認められる。ま た、「生活及び学習に関する状況」欄には、第1学年から第3学年までの請求人に係る「性格・ 行動」、「コミュニケーション」、「金銭の利用」、「身辺整理」、「作業力」及び「交通機関の利用」 について、担任の指導内容、所見等が記録され、「卒後の課題」欄には、請求人の卒業後におけ る課題が記録されていることが認められる。

請求人は、当該学校を〇年以上前に卒業しており、今後、当該学校の教員が請求人に対する 指導や評価を行うことはないと考えられることから、「進路指導及び個別移行支援計画に係る 個人調書」のうち、「進路相談・指導の経過」欄及び「生活及び学習に関する状況」欄の各項目 に記録されている情報を開示したとしても、今後の本人に対する進路指導に係る事務の執行等 に著しい支障を生ずるおそれはないものと考えられることから、1項8号情報には該当しない ものと判断する。

(エ) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、本件における条例の解釈適用を左右するものではないことから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過		
令和4年3月4日	○ 諮問書の受理(諮問番号 673)		
	○ 実施機関から関係書類(①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開		
	示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概		
	要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象個人情報の写し)の提出		
令和4年3月16日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託		
令和4年4月20日	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取		
(第二部会)	○審議		
令和4年5月30日	○ 答申案骨子審議		
(第二部会)			
令和4年6月9日	○ 答申案審議		
(第 112 回全体会)			
令和4年6月13日	○ 答申		

別紙1 審査会が開示すべきと判断した部分

関係する個人情報の内容	左記のうち本件処分における 非開示部分	左記のうち開示すべき部分
進路指導及び個別移行	「進路指導及び個別移行支援計	・「進路相談・指導の経過」欄の
支援計画に係る個人調書	画に係る個人調書」の評価部分	全て
		・「生活及び学習に関する状況」
		欄の全て